

聖籠町教育委員会公告式規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月26日

聖籠町教育委員会委員長 稲田 健一

聖籠町教育委員会規則第3号

聖籠町教育委員会公告式規則等の一部を改正する規則
(聖籠町教育委員会公告式規則の一部改正)

第1条 聖籠町教育委員会公告式規則(平成16年聖籠町教委規則第5号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第14条第2項」を「第15条第2項」に改める。

第2条第1項中「委員長」を「教育長」に改める。

第4条第1項中「委員長名」を「教育長名」に、「委員長印」を「教育長印」に改める。

(聖籠町教育委員会会議規則の一部改正)

第2条 聖籠町教育委員会会議規則(昭和57年聖籠町教委規則第3号)の一部を次のように改正する。

第2条2項中「委員長」を「教育長」に改め、同条3項中「委員長」を「教育長」に、「召集」を「招集」に改める。

第3条第1項、第2項、第4条第1項及び第2項中「委員長」を「教育長」に改める。

第3章を次のように改める。

第3章 削除

第5条及び第6条 削除

第7条第2号中「会議録」を「議事録」に改める。

第8条、第9条、第11条第1項、第2項、第12条、第13条第1項及び第2項中「委員長」を「教育長」に改める。

第16条中「委員長の承認を得て」を削る。

第17条の見出し、同条第1項及び第2項中「会議録」を「議事録」に改め、同条第2項中「委員長」を「教育長」に改める。

第18条第1項中「会議録」を「議事録」に改め、同項第1号中「出席及び欠席委員」を「出席者及び欠席者」に改め、同項第3号中「委員」の前に

「教育長及び」を加え、「及び」を「並びに」に改め、同項第6号中「委員長」を「教育長」に改め、同条第2項中「会議録」を「議事録」に、「委員長」を「教育長」に改め、「教育長の推薦する者を」を削る。

第19条、第20条、第21条第3号、第33条、第24条及び第25条中「委員長」を教育長に改める。

(聖籠町教育委員会事務局組織規則の一部改正)

第3条 聖籠町教育委員会事務局組織規則(平成18年聖籠町教委規則第3号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「第18条第2項」を「第17条第2項」に改める。

(聖籠町教育委員会事務委任規則の一部改正)

第4条 聖籠町教育委員会事務委任規則(昭和57年聖籠町教委規則第5号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第26条第1項」を「第25条第1項」に改める。

第2条第5号削り、第6号を第5号とし、第7号から第18号までを1号ずつ繰り上げる。

第6条の見出しを「(報告)」に改め、同条中「事務のうち、重要又は異例に属すると認める事項」を「事務の管理及び執行の状況」に改める。

(聖籠町教育委員会公印規則の一部改正)

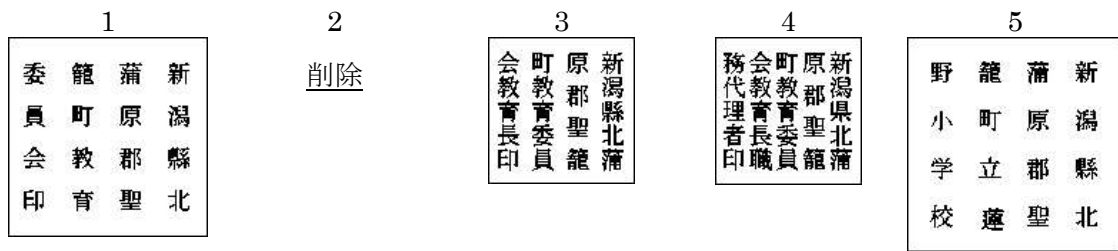
第5条 聖籠町教育委員会公印規則(昭和57年聖籠町教委規則第2号)の一部を次のように改める。

第2条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第8号までを1号ずつ繰り上げる。

別表中第1ひな形中「

1	2	3	4	5
委 籠 蒲 新 員 町 原 潟 会 教 郡 縣 印 育 聖 北	会 町 原 新 委 教 郡 潟 員 育 聖 縣 長 委 籠 北 印 員 籠 蒲	会 町 原 新 教 教 郡 潟 育 育 聖 縣 長 委 籠 北 印 員 籠 蒲	務 会 町 原 新 代 教 教 郡 潟 理 育 育 聖 縣 者 長 委 籠 北 印 職 員 籠 蒲	野 籠 蒲 新 小 町 原 潟 学 立 郡 縣 校 蓮 聖 北

」を「



」に改める。

別表第2寸法中「

2	聖籠町教育委員会委員長印	たて21ミリ よこ21ミリ	
---	--------------	------------------	--

」を「

2	削除		
---	----	--	--

」に改める。

第2条第2号 削除

(聖籠町スポーツ活動活性化事業企画・運営委員会に関する規則の一部改正)

第6条 聖籠町スポーツ活動活性化事業企画・運営委員会に関する規則(平成12年聖籠町教委規則第11号)の一部を次のように改める。

第1条中「第14条」を「第15条」に改める。

(聖籠町文化財調査審議会設置条例施行規則の一部改正)

第7条 聖籠町文化財調査審議会設置条例施行規則(昭和61年聖籠町教委規則1号)の一部を次のように改める。

第4条中「教育委員及び」を「教育委員会の教育長及び委員並びに」に改める。

(聖籠町教育委員会教育長の職務代理者を定める規則を廃止する規則)

第8条 聖籠町教育委員会教育長の職務代理者を定める規則(平成20年聖籠町教委第2号)は廃止する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。